平成２７年（フ）第１３６号
埼玉県越谷市千間台西４丁目１番地49
債務者　高橋　直子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村　総一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第６５号
山梨県甲府市宝１丁目21番２号
債務者　河西　幸彦
1　決定年月日時　平成27年４月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土橋　順
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６６号
山梨県甲府市宝１丁目21番２号
債務者　河西　恭子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土橋　順
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２６６号
神戸市須磨区中落合１丁目２番422―204号、従前の住所神戸市北区星和台５丁目７番地の68
債務者　竹内　孝
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂田　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５号
秋田市豊岩石田坂字九十田63番地４
債務者　森田　洋子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　隆弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２１号
滋賀県野洲市小篠原887番地４、前住所滋賀県栗東市御園2028番地　Ａ―201号
債務者　入倉　邦彦
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　印南　真吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月29日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７９号
神戸市東灘区甲南町３丁目３番27―306号
債務者　池野　美樹
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河端　亨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５１号
福岡県久留米市田主丸町上原391番地
債務者　宮原　瑞穂
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲家　淳彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第９０号
函館市本町４番10―303号
債務者　山村　豊
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第９１号
北海道北斗市七重浜３丁目18番15号
債務者　四十物谷久志
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第９５号
函館市白鳥町12番20号
債務者　保科美保子（旧姓吉野）
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１００号
函館市豊浦町53番地
債務者　廣島　新一
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１０１号
函館市弥生町７番15号
債務者　江口　秀男（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１２０号
函館市本通２丁目20番22号
債務者　佐々木千朗
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第９２３号
大阪市西成区南津守７丁目13番46―405号
債務者　大西　利夫
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９７６号
大阪府吹田市原町３丁目12番７―308号
債務者　本吉　達也
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４８７号
大阪府守口市大久保町４丁目25番10号
債務者　山根　ちえ
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６９４号
大阪府摂津市東別府１丁目３番７―21号
債務者　長位由美子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部